

千種区役所仮設庁舎第 2 駐車場管理運営業務委託について

1 業務の目的

千種区役所仮設庁舎敷地内駐車場の補完として新池駐車場の一部を区画して設置する千種区役所仮設庁舎第 2 駐車場（以下「第 2 駐車場」という。）を適切に管理運営することを目的とする。

2 第 2 駐車場の使用日・時間

原則、月曜日から金曜日（祝日、年末年始（12月29日から 1月 3日）及び東山動植物園の繁忙期等を除く）の午前 8時45分から午後 5時45分。

3 業務内容

(1) 第 2 駐車場の区画形成作業

ア 上下式車止めの昇降

①第 2 駐車場の使用日の開始前までに、新池駐車場内の上下式車止め58本を上げ、千種スポーツセンター駐車場内の上下式車止め 9本を下げて第 2 駐車場として区画を形成する。ただし、第 2 駐車場の使用日が 2 日以上連続する日には作業を行わない。

②第 2 駐車場の使用日の終了後に、新池駐車場内の上下式車止め58本を下げ、千種スポーツセンター駐車場内の上下式車止め 9本を上げて第 2 駐車場としての区画を解除する。

イ 駐車マットの設置・撤去

第 2 駐車場の使用日は、駐車マスの一部を車路として使用するため、駐車マスの白線を覆うためにゴム製の駐車マットを(1)ア①の作業と同時に設置する。(1)ア②の区画の解除時には駐車マットを撤去する。

(2) 休館日対応

第 2 駐車場の使用日かつ千種スポーツセンターの休館日に区役所来庁者が駐車場を利用できるよう、千種スポーツセンター出入口の駐車ゲートの管理を行う。

(3) 日常管理・非常時対応

ア 日常管理

- ・第 2 駐車場内、隣接植栽の塵埃除去（使用日）
- ・第 2 駐車場隣接植栽の剪定・雑草とり（適宜）

イ 非常時対応

第 2 駐車場内で事故や苦情その他の紛争が生じたときは、速やかに区役所等の緊急連絡先に連絡する。

4 その他

(1) 3 (1)イのゴム製の駐車マットは、駐車マスの長さ、耐久性のほか安全性を考慮した滑り止め付きのものとし、スポーツ市民局地域振興部区政課と協議した上で、受託者にて調達するものとする。

(2) 千種スポーツセンター利用者及び千種区役所利用者は、千種スポーツセンター駐車場と第 2 駐車場とを相互に利用できるものとする。